特区版サンドボックス制度の検討イメージ【調整中】 警察庁意見

（参考） 警察庁提出資料

☆ 区域会議が認定書類を提出した場合には、「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」上の一部の審査項目（1（1）、（4）等）については、警察による確認を省略して道路使用許可に係る審査を行うよう同基準を改正する方向で検討が可能。

内閣総理大臣（諮問会議）

⑤申請（法第8条第1項）

⑦認定（法第8条第7項～10項）

区域会議（法第7条）

SB支援チーム（内閣府）

支援（随時）

③作成（法第8条第1項）

助言（随時）

監視・評価委員会（規定新設）

⑨監視（随時）
⑫評価（法第12条）

⑨報告（随時）（規定新設）

区域計画（特定事業）
通称：サンドボックス実施計画

○実証事業の概要
・実証事業者名
・事業目的
・走行経路、場所、実証日時
・自動運転システムの構造等
・自動運転のレベル

○安全確保等措置
~~・交通事故等の場合の措置~~
・一部適用除外とするための代替措置
~~・緊急時の措置~~
・管理体制 等 ※

実証実験

⑧区域計画に基づき実証実験を実施

⑩必要に応じ、直ちに計画変更・取消（法第9条、11条）（軽微な変更は省令）

実施事業者
（①区域会議構成員公募（法第7条第2項））

※内閣府・地方（運輸・航空）局・警察署が一体となってサポート

⑥同意協議（法第8条第9項）

⑨報告（随時）（規定新設）

④同意協議（規定新設）

⑨報告（随時）（規定新設）

②意見集約合意形成（規定新設）

⑪報告（事後）（規定新設）

道路使用許可の申請

認定書類で確認できる項目は審査を省略して許可（☆）

関係行政機関

地方（運輸・航空）局長
警察署長

サンドボックス分科会（規定新設）

参加

地元関係者

認定書類の提出（☆）

警察署長

※計画の内、軽微な事項として国家戦略特区法省令に定めるものについては、総理の認定を不要とし、現場の実情に応じて区域会議を即日持ち回り開催することにより、必要な対応等を取るものとする。